岐阜県後期高齢者医療広域連合長
柴 橋　正 直

後発医薬品（ジェネリック医薬品）に関するお知らせ

国では、患者負担の軽減や医療保険財政の改善を目的とし、後発医薬品の普及・使用促進に取り組んでいます。

岐阜県後期高齢者医療広域連合の令和５年９月診療分では、後発医薬品の使用割合が79.9%であり、後発医薬品のさらなる普及・使用促進を目的とし、このお知らせを送っています。

令和６年８月分の薬を後発医薬品に切り替えた場合の薬代は　　円以上の自己負担の軽減が見込まれます。

後発医薬品は先発医薬品と有効成分が同一ですが、使用できる病気（効能）が異なるなどの理由で、切り替えることができない場合があります。同じ医薬品（先発医薬品や後発医薬品）であっても、個人によっては効き方や副作用などが異なる場合がありますので、お薬を処方されている医師か、調剤されている薬剤師に、必ずご相談ください。

過去の処方実績（薬にかかる費用のみ）＜※２＞		後発医薬品に切り替えた場合に軽減できる自己負担額＜※３＞
先発医薬品名等（現在服用中の薬）＜※１＞	自己負担相当額	
合　計		

※１　表中の先発医薬品等は、生活習慣病、慢性疾患等に使用される薬などを記載しており、短期処方の薬など服用中のすべての薬が表示されるものではありません。

※２　試算は薬代のみを対象としており、後発医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額をお知らせしています。後発医薬品は複数存在し、実際の軽減額には幅がありますので、目安としてご利用ください。

※３　実際に医療機関や薬局へお支払いになる金額には、薬代以外の診療や調剤等に要する費用が含まれます。薬の価格は下がっても、自己負担額は先発医薬品使用時と変わらないか、上がることもありますので、詳しくは薬を処方されている医師か、調剤されている薬剤師にご相談ください。

【お問い合わせ窓口のご案内】 フリーダイヤル　０１２０－５３－０００６
後発医薬品に関するコールセンター（国保中央会）
平日（月～金）の午前９時～午後５時